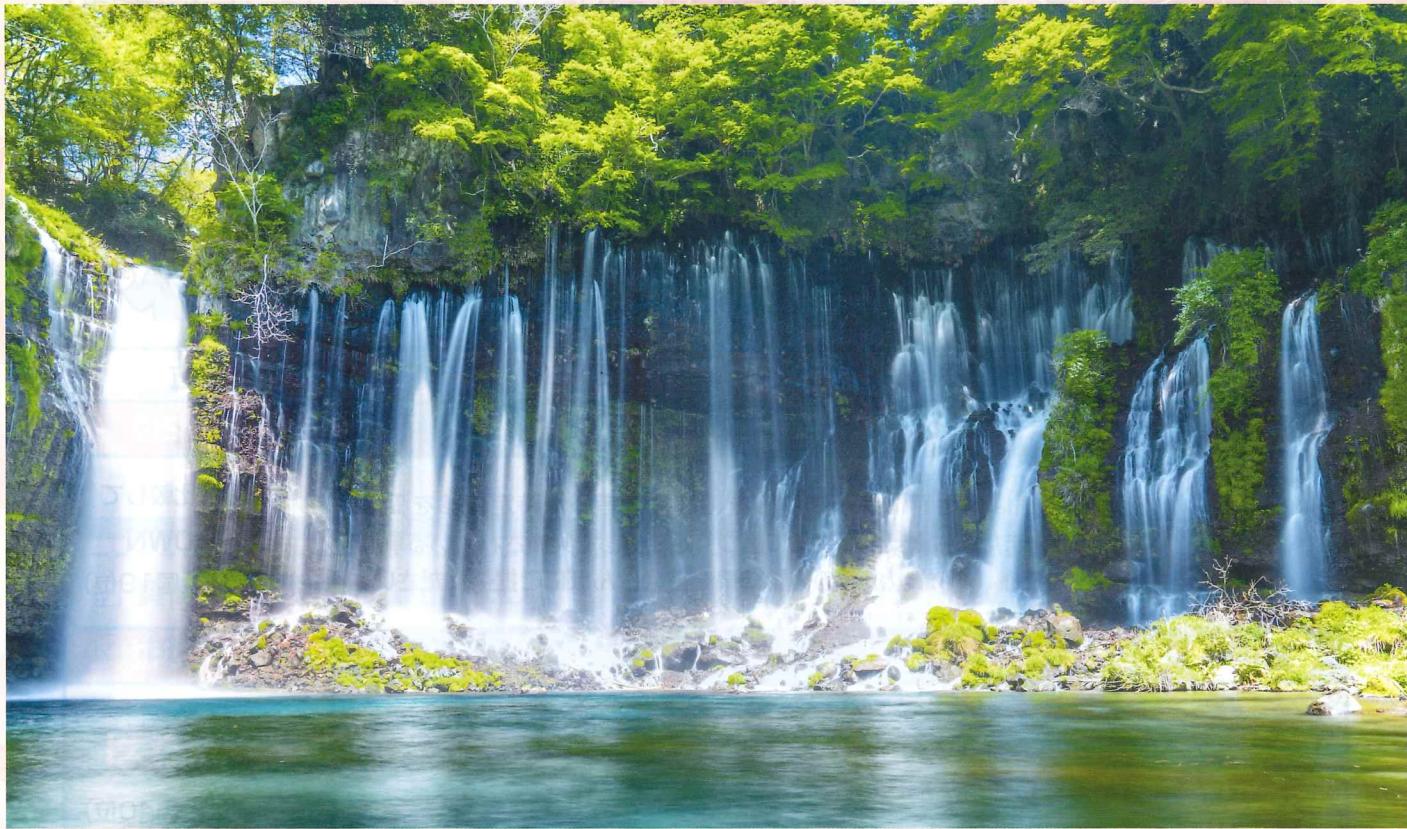


# 社会保険 いすおか



白糸の滝 清流(富士宮市)

## Contents

● 皆様の取組が保険料率に反映されます! インセンティブ制度について	2
● 整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージでの 保険証の使い方	3
● 電子申請の利用準備について	4
● 令和4年10月からの短時間労働者に対する 健康保険・厚生年金保険の適用拡大	6
● 令和3年度 事業・決算報告	7
● 令和4年度 全国社会保険協会連合会長表彰受彰の お知らせ	7
● 「メンタルヘルスセミナー」開催のご案内	8

## 令和4年度協会費納入のお願い

社会保険協会事業は、会員の皆様からお納め  
いただけた大切な会費をもって運営されております。

令和4年度協会費納入につきまして、納入が  
お済みでない事業所様におかれましては、コロナ禍  
及び相次ぐ物価高による大変厳しい状況下、諸事  
ご出費の多い折とは存じますが、協会事業運営に  
特段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく  
お願ひいたします。

一日も早い新型コロナウイルスの収束及び経済  
の安定を願うとともに、皆様方のご繁栄、ご健勝  
を心よりお祈り申し上げます。

**年金相談はご予約で!!**

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 **【0570-05-4890】** (ナビダイヤル)

## 皆様の取組が保険料率に反映されます! インセンティブ制度について

### インセンティブ制度とは?

協会けんぽの加入者および事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの健康保険料率に反映させる制度のことです。

当該年度の取組を翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなっており、令和4年度の取組は令和6年度の保険料率に反映されます。

インセンティブが付与されるのは上位15支部のみです。

静岡支部は令和2年度の実績が全国12位だったため、インセンティブを獲得することができました。

引き続き皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、順位の維持・上昇を目指して、以下の5つの指標に取組んでいきましょう!



#### 皆様に取組んでいただきたいこと

##### 指標1 特定健診等の受診率



被保険者様は生活習慣病予防健診を、被扶養者様は特定健診を受診しましょう。また、労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業主様は加入者様（40歳以上）の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

##### 指標2 特定保健指導の実施率



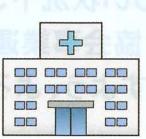
健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

##### 指標3 特定保健指導対象者の減少率



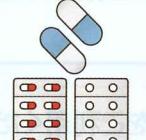
特定保健指導の対象者とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう。特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

##### 指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率



生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関を受診してください。

##### 指標5 後発医薬品の使用割合



お薬を受け取る際は積極的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご選択ください。

### 順位

全国22位

前年度と比較して  
3位 DOWN

(前年度は全国19位)

全国15位

前年度と比較して  
25位 UP

(前年度は全国40位)

全国7位

前年度と比較して  
4位 UP

(前年度は全国11位)

全国11位

前年度と比較して  
16位 UP

(前年度は全国27位)

全国19位

前年度と比較して  
8位 UP

(前年度は全国27位)

## 整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージでの保険証の使い方

柔道整復師が施術を行う整骨院・接骨院や、はり・きゅう、あんま・マッサージ等には、保険証が使える場合と使えない場合があります。

かかり方を正しく理解していただき、適正な受診にご協力いただきますようお願いいたします。

### 整骨院・接骨院

#### 保険証が使える場合

外傷性の負傷のみ

- ・骨折、脱臼
- ・捻挫
- ・打撲
- ・挫傷（肉離れ等）

骨折や脱臼の場合は医師の同意が必要です。  
(応急処置を除く)

#### 保険証が使えない場合

・単なる肩こり、筋肉疲労

・慰安目的の利用

・病気（神経痛・リウマチ・ヘルニア等）  
が原因の痛みやこり

・脳疾患後遺症等の慢性病

・過去の交通事故等による後遺症

・症状の改善が見られない長期の治療

・仕事中や通勤途上のケガ（労災保険の対象）

負傷の原因を正しく伝えましょう。保険証が使えるのは外傷性の負傷のみです。

治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。内科的要因も考えられます。

### はり・きゅう/あんま・マッサージ

#### はり・きゅう

#### 保険証が使える場合

主として

- ・神経痛
- ・リウマチ
- ・頸腕症候群
- ・五十肩
- ・腰痛症
- ・頸椎捻挫後遺症

医師による適切な治療手段がなく、  
はり・きゅうの施術を受けることを認める  
医師の同意がある場合に限ります。

#### あんま・マッサージ

#### 保険証が使える場合

筋麻痺や関節拘縮等の症状があり、医療上  
必要と認められているとき

症状の改善を目的として、  
あんま・マッサージの施術を受けることを  
認める医師の同意がある場合に限ります。

保険証を使って継続して施術を受けるには、6か月ごとに文書による医師の同意が必要です。

「はり・きゅう」の施術において、医療機関との併用は認められません。

保険証の使い方に関するお問い合わせ先

業務グループ ☎ 054-275-6601

## 電子申請の利用準備について

### 1. 電子申請とは

電子申請（オンライン申請）とは、行政機関への申請・届出をインターネットを利用して行うものです。電子申請により、自宅や職場のパソコンから行政機関に対する申請・届出を行うことができます。

電子申請を利用するためにはWindows8.1以降のOSを搭載したパソコンおよびインターネットを利用できる環境が必要です。

また、事前準備として、GビズIDアカウントまたは、電子証明書の取得が必要です。

電子申請なら紙や電子媒体での申請よりも早く処理されます。例えば、健康保険証は、紙で申請するより3~4日早く届きます。ぜひ電子申請をご利用ください。

### 2. 電子申請のメリットは

- ・24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
- ・郵送費などのコスト削減も期待できます。

### 3. ネットワークは安全ですか？

- ・セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています。

### 4. 電子申請の利用方法

#### GビズIDの取得

##### GビズIDとは？

→1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです

電子申請で社会保険の手続きをするためには、「gBizIDプライム」または「gBizIDメンバー」のアカウント取得が必要です。

「gBizIDメンバー」とは、事業主に代わって総務部長等が届出をすることができるアカウントです。「gBizIDメンバー」を作成する前に、「gBizIDプライム」のアカウントを作成する必要があります。

アカウント種別	取得方法
gBizIDプライム	印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録している印鑑で押印した申請書を運用センターに郵送し、審査のち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント。2週間程度で取得が可能。
gBizIDメンバー	組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント。オンラインで即日取得が可能。

※事業主以外のgBizIDメンバーが社会保険の電子申請をする場合は、あらかじめ事業所関係変更(訂正)届により事業主代理人の届出を年金事務所へ提出していただく必要があります。

#### 電子証明書の取得

##### 電子証明書とは？

→署名されたファイルの本人性を証明するもので、書面申請の場合の印鑑証明書に相当するものです。

電子証明書は「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。

官公庁や民間の認証局が発行しています。

#### 電子証明書の選び方

##### 官公庁が発行

- ・公的個人認証サービス  
(マイナンバーカード)
- ・商業登記に基づく電子認証制度

##### 民間が発行

各種民間認証局

※官民で機能的な違いは特にないと考えて差し支えありません。

##### 個人名義

##### 法人名義

個人として手続きしたいのか、法人として手続きしたいのかによって選択

##### ICカードタイプ

##### ファイルタイプ

電子証明書が入ったICカードとしてパソコンにインストールして使うタイプ

- ・カードリーダーを別途購入する必要あり
- ・紛失の恐れ
- ・物として存在するので運用管理が容易
- ・複数人での同時使用がやや困難
- ・一度インストールしてしまえば便利
- ・複数台のPCで同時に使用可能
- ・どのパソコンにインストールされているかなど、管理が大変になる可能性あり

#### 取得費用

電子証明書には、証明期間（有効期間）が定められており、証明期間に応じて手数料が必要となります。なお、証明期間や手数料は認証局によって異なっています。詳細は各認証局のHPをご確認ください。

## 令和4年10月からの短時間労働者に対する 健康保険・厚生年金保険の適用拡大

法律改正に伴い短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。

### 「特定適用事業所」の要件

(変更前) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所

(変更後) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が**常時100人を超える**事業所

※「被保険者の総数が常時100人を超える」とは、

- ①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ②個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。

### 事前のご案内

#### 特定適用事業所該当事前のお知らせ

令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できる場合は、**同年8月頃**に対象の適用事業所に対して「**特定適用事業所該当事前のお知らせ**」を送付し、**同年10月頃**に「**特定適用事業所該当通知書**」を送付します。

#### 特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ

令和4年8月に、令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月100人を超えたことが確認できる場合は、**同年8月頃**に対象の適用事業所に対して**事前勧奨状として「特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ」**を送付します。

また、令和4年9月にも同様の確認を行い、直近11か月(令和3年10月から令和4年8月)で5か月100人を超えることが確認できる場合は、**同年9月頃**に同通知を送付します。

## 令和3年度 事業・決算報告

一般財団法人静岡県社会保険協会は、6月2日に理事会、6月22日に評議員会を開催し、令和3年度の事業報告及び収支決算について規定に基づく審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

事業内容及び決算について、次のとおり報告いたします。

### 令和3年度 事業報告

#### 社会保険制度の普及啓発事業

##### 1. 広報紙の発行

機関紙「社会保険しづおか」を偶数月に発行し、社会保険制度の内容や改正事項等の周知を図りました。

##### 2. 参考図書の作成配付

「社会保険事務便覧」を作成配付し、社会保険に関する手続きが円滑にできるよう周知を図りました。また、社会保険・労働保険及び健診結果や感染症対策についてのリーフレットを配付し、感染症拡大防止や社会保険制度の周知啓発に努めました。

##### 3. 社会保険事業の推進

###### ①社会保険基礎講座の開催(中止)

県内7会場で開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

申込者数 622名

###### ②年金基礎講座の開催(中止)

県内7会場で開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

申込者数 381名

###### ③シニアライフセミナーの開催

年金の受給を間近に控えた被保険者等を対象に、県内3会場で開催しました。

受講者総数 66名

(セミナーテーマ)

●年金・医療保険 ●ライフプランと生きがい

●家庭経済プラン

#### 保健・福祉施設事業

##### 1. 健康づくり事業

職場における健康づくり事業として、健康の保持増進と生活習慣病に関する意識の向上を図るために、保健師・健康体操指導員による講話、健康相談、実技指導等を行いました。

開催回数 16回 受講者総数 379名

##### 2. 働き方改革セミナーの開催

職場における被保険者等の健康管理及び労務管理を目的として、県内3会場で開催しました。

受講者総数 47名

### 3. 「海の家・プール」の開設

県内の海の家2施設、プール1施設と利用契約を結び、共通利用補助券を発行し、被保険者とその家族の皆様に利用していただきました。

利用者総数 2,811名

### 4. 健康増進補助事業

①県内の18ボウリング場と契約し、割引券を発行しました。  
②下呂温泉・長良川温泉での宿泊利用の助成券を発行しました。

③県内保養施設3施設と契約し、宿泊利用料金の一部を補助しました。

### 5. 福利厚生事業

①全国の宿泊施設やレジャー施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しました。  
②家庭常備薬等を特別価格で斡旋しました。  
③劇団四季『The Bridge ~歌の架け橋~』等の静岡県内公演観劇チケットを、特別割引料金で斡旋しました。  
④レンタカーの優待サービスを行いました。

#### 支部事業

各支部において、その地域事情に即した各種事業を実施しました。

(主な事業)

- ①講習会、説明会の開催・共催
  - ・社会保険講座
  - ・社会保険基礎セミナー 等
- ②健康づくり、レクリエーション事業の実施
  - ・温泉利用補助
  - ・美術館鑑賞補助
  - ・いちご狩り利用補助
  - ・トレーニングジム、講座施設利用補助 等

### 令和3年度 収支決算

(収入)	(単位：円)	(支出)	(単位：円)
会費収入	82,896,750	制度普及事業費	26,503,241
受取利息	264,281	健康保持増進事業費	16,346,170
事業その他収入	915,902	会員向け事業費	21,165,499
積立金取崩収入	0	その他事業費	2,320,140
前期繰越金	32,227,387	管理費	18,931,984
収入合計	116,304,320	支出合計	85,267,034
		次期繰越金	31,037,286

## 令和4年度 全国社会保険協会連合会長表彰受彰のお知らせ

去る6月23日、当協会の高橋成次会長に、一般社団法人全国社会保険協会連合会長より表彰状が授与されました。

この度の受彰は、長年にわたり一般財団法人静岡県社会保険協会の事業を推進するとともに、全国社会保険協会連合会事業へも積極的に協力し、社会保険制度の普及・発展に大きく寄与された功績を称え、贈られたものです。



全社連会長から表彰状を受け取る高橋会長(左)

## 「メンタルヘルスセミナー」開催のご案内

当協会では、3年ぶりに「メンタルヘルスセミナー」を開催します。

新型コロナウィルスの感染拡大により生活環境も大きく変化し、多くの人々が新たな不安やストレスを抱える社会になっています。今一度、「心の健康」について見直してみませんか。

### ◆日時・会場

地区	開催日時	会 場
東部	10月13日(木) 14:00~16:30	沼津労政会館 沼津市高島本町1-3 (静岡県東部総合庁舎北側)
中部	10月18日(火) 14:00~16:30	静岡労政会館 静岡市葵区黒金町5-1 (静岡県労働者総合会館)
西部	10月21日(金) 14:00~16:30	アクトシティ浜松 コングレスセンター 浜松市中区板屋町111-1

※駐車場の用意がありませんので、予めご了承ください。

### ◆内 容 「職場のメンタルヘルスについて」

(メンタルヘルスの基礎知識とその対応/昨今の新たなメンタルヘルス問題について)

### ◆講 師 精神保健福祉センター専門職員

### ◆受 講 料 無料

### ◆申込期間 8月16日(火)~9月1日(木)

- 各会場とも定員になり次第、締め切らせていただきます。

その場合はホームページにてお知らせします。

### ◆お申込み 下記の「受講申込書」にご記入いただき、FAXにてお申込みください。

本年度の当協会会費納入済事業所様のみ、申込みを承ります。

### ◆定 員 東部・中部・西部：各30名（先着順）※1事業所1名様とさせていただきます。

- 開催日1週間前までに受講者あて「受講票」をお送りします。

- 各会場とも、会場内は席と席との間隔を広くとる等、三密対策を施し、新型コロナウィルス感染拡大防止に努めます。

※新型コロナウィルス感染拡大状況により、急遽開催を中止させていただく場合がございます。

その場合はホームページにてお知らせします。

### ◆お問合せ 一般財団法人 静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217 (8:30~17:00/土日祝日休)

## 「メンタルヘルスセミナー」受講申込書

申込先：(一財)静岡県社会保険協会あて  
**FAX:054-255-3840**

〒 事業所 所在地	会員番号 (宛名シールに記載の6桁の数字)	
事業所 名 称	T E L	
F A X		
東部会場 10/13(木) 受講者氏名	中部会場 10/18(火) 受講者氏名	西部会場 10/21(金) 受講者氏名

※「シニアライフセミナー」につきましては、10月にご案内します。

**当協会各事業の最新情報は、ホームページをご覧ください!**

スマートフォン・パソコン→

静岡県社会保険協会

検索

